## 実行委員会 定款・会則

(名称)

- 第1条 本会は、平成27年4月16日に石田造船サマーフェスティバル実行委員会として設立。 (目的)
- 第2条 ①「海を学ぼう」「海をキレイにしよう」「海を味わおう」「海を体験しよう」「海を表現 しよう」の5つのアクションを設定した工場見学を実施する。
  - ② 造船所内で子ども達から大人までに夢を与えるイベントを開催する。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 工場見学の開催及び運営
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会は、前条の目的に賛同する団体、個人及び企業をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。(合計6名) 会長、副会長、監事、事務局長、委員は常勤とする。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監事
- (4) 事務局長 1名 (5) 委員 2名
- 2 役員は、実行委員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は5年とし、再任を妨げないこととする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

1名

- 3 監事は、会計の監査を行う。
- 4 委員は、業務を執行する。
- 5 事務局長は、会の事務処理を統括する。

(会議)

第8条 実行委員会は、通常月1回を定例会と定め、毎年(海の月間、7月、8月期間中)に事業 を実施し、事業日前3カ月間は必要に応じ会長が招集をかけ、会を開催する事とする。

(事業年度)

第9条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 なお終了後、自動的に翌年に継続する。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会の事務局を石田造船(株)内に置く。

附則

1. この会則は、平成27年4月16日設立。